

# 令和2年度から前納報奨金制度が変更になります

令和2年度より町県民税、固定資産税・都市計画税の前納報奨金制度が変更となります。

前納報奨金制度は、地方税法の施行当初に、税収の早期確保や納税意識の向上を目的として創設されたものです。しかし、口座振替などの普及により、納税の便宜が図られたことや、同じ町県民税であっても特別徴収（給与・年金から天引き）には適用されず、普通徴収との不公平感があることから、前納報奨金の取り扱いを次のとおり変更します。

〔前納報奨金〕

年税額を第1期の納期限までに全額納めた場合に、一定の割合で交付されます。納付税額は、この報奨金を差し引いた金額となります。

税 目	納める方法		平成31年度 (令和元年度)まで	令和2年度から	口座振替依頼書の 提出期限
町県民税 (普通徴収)	前納付 (※1)	口座振替	報奨金 有	報奨金 無	令和2年4月30日(木)
		納付書			
	期 別 (※2)	口座振替	報奨金 無		
		納付書			
(1) 口座振替を前納付から期別納付へ変更を希望する方は、変更手続きが必要です。 (2) 本年度、口座振替の前納付で納付した方には後日、変更の意向確認書を郵送します。					
固定資産税 都市計画税	前納付	口座振替	報奨金 有	報奨金 有	令和2年2月28日(金)
		納付書		報奨金 無	
	期 別	口座振替	報奨金 無		
		納付書			
(1) 報奨金の交付を受けるには、口座振替による前納付の登録手続きが必要です。すでに口座振替による前納付が登録済みの方は手続きは不要です。 (2) 本年度、納付書で納付した(8月末時点)方には後日、登録の意向確認書を郵送します。					

※1 前納付…全期分(第1期～第4期分)を第1期の納期限までに一括で納付すること。

※2 期 別…第1期から第4期をそれぞれの納期限までに年4回で納付すること。

**制度変更に伴い、口座振替の登録・変更を希望する方は口座振替依頼書の提出が必要です。**

■提出先 役場税務課、町税取扱金融機関(詳しくは問い合わせ先まで)

これまでどおり納付書で前納付することはできますが、前納報奨金の交付は受けられません。

■問い合わせ先 税務課収納係 ☎(48)1111(内1108)

FAX(48)0229 電子メール shuno@town.agui.lg.jp

## ゴミゼロ運動に参加を

ごみ拾いに参加して、美しく住みよいまちづくりに協力してください。

■日 時 10月20日(日) 午前7時～午前8時  
少雨決行(雨天の場合 中止)

■主 催 ゴミゼロ運動推進連絡会・阿久比町

■問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)

